

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「雇用保険の育児休業給付金の取り扱いが平成 26 年 10 月 1 日から変わります」

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

平成 26 年 10 月 1 日から、育児休業期間中に就業した場合の育児休業給付金の取り扱いが変更となります。

これまで、雇用保険から 2 ヶ月に 1 回支給される育児休業給付金は、対象の期間中に労働時間に関係なく 11 日以上出勤した場合は給付金が支給されませんでした。

しかし、平成 26 年 10 月 1 日からは、11 日以上出勤した場合でも、対象期間中の労働時間が 80 時間以下のときは育児休業給付金が支給されるように変更されます。

これまで労働時間に関係なく出勤日数で判断されていましたが、これからは労働時間で判断されるというわけです。ただし、この取り扱いは育児休業中であることが前提となりますのでご注意ください。

なお、給与の額と給付金の合計額が、休業開始前の給与の 80% 以上となる場合は支給額が減額され、給料だけで 80% 以上となる場合は、育児休業給付は行われません。この点は従来と変更はありません。

就業日数が 11 日以上となる場合には、就業時間の確認が必要になるため、支給申請書の他に、タイムカード、賃金台帳、就業規則など就業時間や休憩時間が分かる書類を提出しなければなりません。また、この取扱いの変更に併せて育児休業給付金の支給申請書の様式が変わることになっているため、変更内容を確認し、記載誤りがないようにしましょう。

今回の取り扱いの変更に合わせて、支給申請書の様式も変更になります。詳しくは厚生労働省のリーフレットをご覧ください。

参考：育児休業給付金の取り扱いの変更について（平成 26 年 10 月 1 日から） リーフレット

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouseiteikyoku/0000042797_2.pdf